

## 第1回長崎交通圏タクシー適正化・活性化協議会議事録（抜粋・要約）

1. 日時：平成21年12月21日（月） 10:00～12:00
2. 場所：長崎市出島町12番20号 タクシー会館4階会議室
3. 議事：（議事進行については、設置要綱第5条第2項により、会長が議事進行した。）

事務局による資料説明（省略）

### （会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、まず議事の「本協議会の目的と役割について」何かご意見ありましたらお願いいたします。

### （A委員）

本日は、皆様には貴重な時間を頂きこのようにご審議いただくことに対して厚く御礼申し上げます。なぜこうなったかについては皆様ご存じのとおり、規制緩和がこういう形になって表れてきたということです。

長崎交通圏の事業者は先程の資料にあったように、増車を殆どしていない、むしろ5%を減車をするというような形で自重しているということは、他と違う現象でございます。法人事業者は自粛したが個人が増えたために、かなり痛手をこうむったというのがあります。それと資料でみなさまご存知のとおり、タクシー利用者がものすごく減ったということです。長崎でも營收が約50億ぐらい減っていることから、我々が非常に影響を受けているということです。規制緩和によりこういう事が起きるだろうと私は予測していましたが、運転者の賃金が非常に影響を受けています。

長崎市の法人事業者は、車を増やすことをしないで頑張ってきましたが、利用減というのが急速に進みまして、皆様にはこういう形でご迷惑を掛けているということをして是非ご理解を賜りたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

### （会長）

なにか、ご質問がありましたら承りたいと思います。

### （B委員）

事業者が特定事業計画を作成することの、具体的なメリットを示して頂けないでしょうか。

### （事務局）

補助等の具体的な資金面で、こういうメリットがあるということは現時点で示すことができませんが、この協議会で地域の各方面の方々が一同に会して協議することで、今までタクシー業者だけでは対応出来なかったものが、「地域計画」或いは「地域計画」に基づく「特定事業計画」の中に盛り込むことで実施できるのではないかと考えています。今のところメリットという点ではそういうものがあるのではないかと思います。

**( C 委員 )**

タクシーで働く者の代表として、一言意見を述べさせていただきます。

資料 18 頁の「県内運転者の 1 時間当りの単価」ということで、20 年度で 1,013 円となっている。一般産業が 2,126 円で半分程となっている。これはあくまでも平均ですから、最低賃金の 629 円のギリギリの人もいる。この人達はもはや生活が破壊されてどうにもならない状況になっていますので、是非、この協議会において、1 台当たりの営業収入が生活できる営業収入になるように適正車両台数にして頂きたいと思えます。

**( 会長 )**

要望ということによろしいでしょうか。

～ C 委員了承～

**( 会長 )**

他に無いようでしたら議事 の「長崎交通圏におけるタクシー事業の現況」ついてはいかがでしょうか。

**( D 委員 )**

適正車両の算出方法ですが、平成 13 年度の実車率の根拠 ( 資料 24 頁 ) は？

**( 事務局 )**

13 年度の実車率というのは、規制緩和されたのが 14 年 2 月 1 日で 13 年度ですので、その時の実車率を算定の基準として計算しております。

**( 会長 )**

タクシー利用の関係で地域住民の立場で F 委員如何でしょうか。

**( E 委員 )**

何処でも、何時でも乗れるということからは台数が減少すれば不便は出てくると思いますが、観光的な観点から申しあげますと、観光都市長崎として質の高い観光に興味を持った運転手の方が沢山いらっしやると、全体的な観光浮揚になり経済活性化に向っても良い効果が出ると思われるので、減少していく中で質が向上していく方向に進められるということは良いのではないのでしょうか。

**( 事務局 )**

私どもでは、来年の 1 月から「龍馬伝」が始まりますので、「タクさるく実行委員会」を作りまして、マニュアル本を作り全乗務員に配付し、お客さんに対応できるようにということで準備をしているところです。

**( 会長 )**

地域住民代表ということで、F 委員いかがでしょうか。

**( F 委員 )**

資料の中で、30 頁「構造改善計画書」を協会で作られて努力をされていることは我々としては非常にありがたいことと思っています。タクシーというのは、毎日使ってお

り必要な時は電話を掛けたり、流しのタクシーを利用したりして違和感もなく利用していますが、こういった点でそれぞれ業界の方で検討されているということで、今後は交通政策全体の流れに若干の心配をしている。タクシーにつきましては観光タクシーとか福祉タクシーとか業界で努力されていますが、この協議会でそれ以上のものを求めるといことになりますと、逆にどういうものを要望するのか、賃金の問題までいくのかどうなのか。

**(事務局)**

28 頁の「地域計画の目標」というところで、「(3)タクシー運転者の労働条件の悪化の防止改善・向上」が、出てきます。皆様に問題意識を共有していただいて、地域計画に盛り込むことが妥当であるとの協議会として結論が出れば、この地域計画の中に盛り込んでいくことは可能だと思います。

**(F 委員)**

そうしますと、28 頁の特定事業については、ある程度の賃金とか予算を伴うものまで話をするとか、こういう解釈でよろしいでしょうか。

**(事務局)**

どのように具体的に書き込むかは、協議会の意見を参考にしながら考えて行きます。経営者の経営努力だけでなく目標値として「こういった賃金が確保出来るように」という書き込みとかなるのかは協議の中で詰めて行きたいと思います。

**(G 委員)**

政令都市では乗務員を一元化して教育管理をしています。長崎市タクシー協会でも乗務員証の発行が行われています。各社では登録がバラバラであり、各社間の差が大きく出ておりますので、その点を協会でも一元化できるような方法で考えていただけないか、それと乗務員が乗務員の平均年齢が 56 歳位で、最低賃金にも下回るような状態で、月例賃金でいえば 10 万円そこそこの低賃金で働いているわけで、こういう改善をするために皆さんにご協力を頂いて、地域として適正な車両を出していただいて我々の生活を守る方策を皆さんで考えていただければと思っています。我々の位置づけを一般産業並みの位置づけにさせていただければと思っていますので、そういうことでお願いをしたいと思います。

**(事務局)**

乗務員登録の関係ですが、乗務員証については協会でも一元的に作っており、各社の要望で作って渡しているところで、政令都市に入っていないので自主的にやっているということをご理解していただきたい。

**(G 委員)**

もう一段上げて教育まで踏み込んでいただければと思っています。

**(H 委員)**

補足をしたいと思います。乗務員登録については個人情報保護法の関係で、いろいろ問題点も指摘されまして、今は指導要綱に沿ってやっているところです。乗務員教育については、指導委員会というのを一元化するために作っています。先程、事務

局からご案内があったように、利用者の方が何を望んでいるのかということ、今、アンケートを取ってまとめているところです。質の向上というのは私たちも分かっており、もうしばらく時間を頂きたいと思います。

**(C 委員)**

質の向上については、政令都市ではタクシー乗務員の登録制度を採っていますが、それに似たようなものを長崎市の方も中核都市ですから取り入れたらと思っています。それと、19頁の「意見・要望」で13年から20年にかけて苦情が増えている、これが逆に下がっていかれば分かるのですが、これが上がっていくということは、いかに指導教育が出来ているのかが疑われるので、今後右肩下がりになるよう指導の徹底をお願いしたい。

**(事務局)**

ご指摘のとおりで今後とも努力して行きたいと考えています。

**(会長)**

行政の立場からI委員いかがでしょうか。

**(I 委員)**

タクシー業界の問題については、私ども労働行政としては、最低賃金を適正に守ってもらえるかどうかということが全国的に問題になっています。

長崎においても需要供給問題が根本にあり、事業者の皆さんが、構造的に心配されている問題ではないかと思っています。先ほど1時間単価の2千円或いは千円というのは、民間収入に対する時間単価だと思いますので、月間賃金にすると変わってくるのかと思いますが、タクシー運転者には賃金の格差がありますので、そういった問題が生じてきているところです。今回、地域計画を作成して改善していこうということで、労働条件にも取組んで頂けるということでございますので、私どもとしては大変、期待しているところです。

**(会長)**

次にJ委員をお願いします。

**(J 委員)**

交通の安全と円滑ということで交通行政としてタクシー業界とはいろいろお世話になっています。ただ、交通の円滑の部分で感じますのは、どうしても客待ちタクシーの問題です。お客を求めて街中に集中する、バスベイに駐車するとかが見受けられます。そういうところをこの協議会の場で協議して善処していただいて、渋滞を解消し円滑な交通の流れを作っていただければいいのではと思います。

**(事務局)**

中心部のノロノロ運転であるとか、駐車問題とかいろいろありますが、この協議会で計画をしていただければと思いますし、私どももそういった方向で改善して行きたいと思います。

**(A 委員)**

いろいろご迷惑をかけております。長崎の場合は、他の都市と比較すればタクシー

が整然と並んでお客を乗せていると思います。長崎市タクシー協会では、会長以下、皆さんの努力で交通整理にガードマンを雇い年間約4千万円払っています。それは驚くべき数字で、他の都市にはほとんど無いだろうというくらい、頑張っていますが、時々違法駐車でご指摘をいただくことはありますので、我々も注意します。努力をしていることについては、ご理解を頂きたいと思います。労働問題に関しましては、1時間当たりいくらかというのが根本であり、労働者代表から言われたように、最低賃金を割るような今の状態では、タクシーに乗ろうという人が来ないだろうと思います。だから、1時間当たりの売り上げが上がるような施策を我々はしていかなければいけないと思っています。そういうことが、事故の減少、労働条件も乗務員の身体、精神的なものにも影響してくるということです。他の地域では大幅に車を増やしていますが、長崎では業者の皆さんが自粛してあまり増えていませんので、皆様の意見を聞いて、どうしたらいいかの、台数はどうかということをご審議いただいてそういう売り上げが上がるような方向に持って行きたいと思いますのでよろしく願います。

**(会長)**

続きまして、本協議会の今後の検討の進め方につきまして、事務局の方から説明してください。

**(事務局)**

今後の進め方としては、地域計画案を第2回協議会で検討し、第3回に地域計画として提案するという考えています。第2回を1月末頃、第3回は2月末頃に開催したいと思っていますので、皆様のご理解、ご協力を宜しく願います。

**(会長)**

今後の進め方について事務局から説明がありましたが、何かご意見はございませんか。

**(B委員)**

設置要綱の中に、「協議会は実施計画書作成後も定期的を開催する」とありますが、計画書の提出状況とかその後のフォローアップをしていくとか、そういうことで理解してよろしいか、あと、時期的にはどの程度かを教えていただきたい。

**(事務局)**

フォローアップのため、今のところ年1回開催したいと考えています。

**(会長)**

それでは、これもちまして長崎交通圏のタクシー適正化・活性化協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。